

釜石市環境基本条例

平成 13 年 3 月 16 日
条例第 11 号

私たちのまち釜石市は、青く広がる三陸の海に面し、清く流れる川と緑萌える山々の豊かな自然にまつまれたまちである。この豊かな自然の恵みの中で、先人たちは、地域の伝統と優れた文化を築き上げるとともに、恵み豊かな環境を守り育て、今に継承している。

しかしながら、今日の社会経済活動の進展は、私たちに利便性と物質的な豊かさをもたらした一方で、環境への負荷を増大させ、身近な環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球環境さえも脅かしている。

私たちは、自然の環境の中で生かされているものであり、その環境が、人間のみならず、すべての生命の母体であることを深く認識し、恵み豊かな自然との共生を図りながら、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な地域社会を構築しなければならない。

このような認識の下に、釜石市民憲章、並びに自治体環境宣言にのっとり、すべての市民がそれぞれの役割を分担し、相互の協力と連携することにより健全で恵み豊かな環境を保全し、及び創造しつつ、これを将来の世代に継承していくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、自然の生態系の均衡を尊重し、人と自然が健全に共生していくことを目的として行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することにより、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行わなければならない。

4 地球環境保全は、地域の環境が地球の環境に深いかかわりがあることを認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減、環境美化その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減、環境美化その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、事業者及び市民との協働の下に各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全すること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いを保つこと。
- (4) 優れた自然環境と永い伝統にはぐくまれた歴史的環境とが調和した環境その他の人に潤いと安らぎをもたらす快適な環境を保全し、及び創造すること。
- (5) 廃棄物の減量、エネルギーの有効利用及び節減、資源の循環的な利用等を推進することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、釜石市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、釜石市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、公表しなければならない。

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、環境影響評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第12条 市は、公害の原因となる行為その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずる

ように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための誘導的措置)

第13条 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者がその活動に係る環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導するため、必要かつ適正な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等の推進)

第14条 市は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつ、その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(快適な環境の保全及び創造)

第15条 市は、自然環境及び歴史的環境の保全及び創造に関し、必要な措置を講ずるとともに、自然との触れ合いの場の創出、緑化の推進、良好な景観の形成その他の人に潤いと安らぎをもたらす快適な環境の保全及び創造に関し必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量の推進等)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用及び節減、資源の循環的な利用等が推進されるように必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境美化に関する意識の向上)

第17条 市は、公共の場等の美観を損なう行為を防止するため、市民の環境美化に関する意識の向上を図るよう努めるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第18条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めることにより、これらの者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第19条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境の保全及び創造に資する

ために必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(民間団体等の参加)

第 21 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の推進に当たっては、民間団体等の参加に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(調査の実施)

第 22 条 市は、環境の状況の把握その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第 23 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 24 条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境保全に関する国際協力)

第 25 条 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 4 章 環境審議会

(設置)

第 26 条 この条例により、その権限に属させられた事項、及び市長の諮問に応じ環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、市長の付属機関として釜石市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 27 条 審議会は、委員 13 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 関係団体の役職員又は職員

(3) 知識経験を有する者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 28 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 29 条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明を聴くことができる。

(庶務)

第 30 条 審議会の庶務は、民生部環境課において処理する。

(委任)

第 31 条 第 26 条から前条までに定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(釜石市環境審議会条例の廃止)

- 2 釜石市環境審議会条例（平成6年釜石市条例第14号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に旧条例第3条の規定により、釜石市環境審議会の委員として委嘱されている者は、この条例第27条第1項の規定により審議会の委員としてみなす。ただし、この場合における最初の任期は、この条例第27条第2項の規定にかかわらず、平成14年7月31日までとする。

附 則（平成16年3月16日条例第3号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月9日条例第2号抄）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月20日条例第1号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

釜石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

昭和 55 年 7 月 11 日

条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。)及び浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例において使用する用語は、廃掃法及び浄化槽法において使用する用語の例による。

(事業者の責務)

第 3 条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、本市が指定する処理施設等(以下「指定処理施設等」という。)へ搬入する場合は、あらかじめ処分しやすいように大別し、かつ、圧縮、破砕等の前処理をしなければならない。

(清潔の保持等)

第 4 条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下同じ。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保ち、占有管理する土地に面する道路の清掃を行う等市の行う廃棄物の処理に関する事業に協力するとともに、適正な管理に努めなければならない。

2 公共の場所でビラ、チラシ等を配付した者は、その附近に散乱した当該ビラ、チラシ等をすみやかに清掃しなければならない。

3 土木、建築等工事の施行者は、都市美観を汚損し、又は不法投棄を誘発しないよう工事に伴う土砂、がれき、廃材等の整理に努めなければならない。

4 何人も、公園、広場、道路、河川、港湾その他公共の場所及び山野に廃棄物を投棄してはならない。

5 土地又は建物の占有者は、次の各号に掲げる一般廃棄物を搬出し、又は指定処理施設等に搬入してはならない。

(1) 有毒性物質を含むもの

(2) 危険性を有するもの

(3) 火気のあるもの

(4) はなはだしい悪臭又は汚水を出すもの

(5) 前各号に掲げるもののほか処理業務を困難にし、又は工場施設等を損なうおそれのあるもの

(一般廃棄物の処理計画の告示)

第 5 条 市長は、廃掃法第 6 条第 1 項の規定による一般廃棄物の処理計画を定めたとき及び区域を指定したときは、告示しなければならない。これを変更するときも同様とする。

(多量の一般廃棄物)

第 6 条 廃掃法第 6 条の 2 第 5 項の規定により事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる事業者に対する一般廃棄物の運搬すべき場所は、規則で定める。

(市民の協力義務)

第 7 条 市民は、日常生活から生じる一般廃棄物の減量を図るとともに、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は、なるべく自ら処分するように努めなければならない。

2 市民は、一般廃棄物を市長が定める容器に、可燃物と不燃物にそれぞれ分別収納し、指定

する日時及び場所を集める等、市の廃棄物処理に協力しなければならない。

(一般廃棄物の処理手数料)

第8条 市長は、一般廃棄物の処分に関し、別表第1に定める処理手数料を徴収する。

2 災害その他特別の事情があると市長が認めるときは、前項の処理手数料を減免することができる。

(一般廃棄物処理業の許可)

第9条 廃掃法第7条第1項の規定により一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者及び同条第6項の規定により一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者が許可を受けたのち、廃掃法第7条の2第1項の規定により事業の範囲を変更しようとするときもまた同様とする。

(浄化槽清掃業の許可)

第10条 浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽の清掃を業として行おうとする者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

(許可証の交付)

第11条 市長は、前2条の規定による申請を受理し、許可したときは、許可証を交付する。

2 前項の許可証の有効期間は2年とする。

3 許可証は他人に譲渡又は貸与してはならない。

4 第1項の規定により許可証を交付された者(以下「処理業者」という。)は、許可証を紛失又はき損したときは、直ちにその事由を付して市長に届出し、再交付を受けなければならない。

(許可の取消し等)

第12条 市長は、処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 法令、条例又は規則に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な申請により許可を受けたとき。

(事業の廃止及び変更の届出)

第13条 第9条の規定により許可を受けた者は、その事業の全部又は一部を廃止し、又は住所その他廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条の6に規定する事項を変更しようとするときは、当該廃止又は変更の日から10日以内に市長に届け出なければならない。

2 第10条の規定により許可を受けた者は、浄化槽法第37条に規定する申請書及び添付書類の記載事項に変更があったとき又は同法第38条に規定する廃業その他の事項に該当することとなったときは、当該該当となった日から30日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

(許可証の返納)

第14条 処理業者は、許可証の有効期間が満了したとき又は許可を取り消されたとき及び廃業したときは、その日から10日以内に許可証を返納しなければならない。

2 処理業者は、合併、解散又は死亡によりその権利を消失したときは、それぞれ、本人若しくは合併後存続する法人、精算人又は相続人において、その日から10日以内に許可証を添えて市長に届け出なければならない。

(許可申請等手数料)

第15条 第9条、第10条及び第11条の規定により許可等を受けようとする者は、別表第2に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

2 既納の手数は、返還しない。

(報告の徴収)

第16条 市長は、事業者及び処理業者から、廃掃法第18条に規定する事項に関し、別に定めるところにより必要な報告を求めることができる。

(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)

第 17 条 廃掃法第 21 条第 3 項の条例で定める資格は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 条)第 2 項第 1 項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士(前号に該当するものを除く。)であって、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2 年以上廃掃法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の過程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、農学、工学、農学又はこれらに相当する過程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する過程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する過程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において、土木科、化学科またはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(補則)

第 18 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に規則で定める。

附 則(平成 25 年 3 月 15 日条例第 20 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 8 条関係)

一般廃棄物処理手数料

種別		単位	金額
し尿	収集運搬	1801 まで	1,270 円
		1801 を超える場合 181 ま でごとに右記金額を加算	127 円

別表第 2(第 15 条関係)

許可申請等手数料

種別	金額
一般廃棄物処理業許可申請手数料	1 件につき 5,000 円
浄化槽清掃業許可申請手数料	1 件につき 5,000 円
許可証の再交付申請手数料	1 件につき 1,000 円

釜石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

昭和 55 年 8 月 6 日

規則第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、釜石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 55 年釜石市条例第 17 号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(多量の一般廃棄物)

第 2 条 条例第 6 条に規定する多量の一般廃棄物を生ずる事業活動を行う事業者の当該廃棄物の運搬すべき場所は岩手沿岸南部クリーンセンター(以下「センター」という。)とする。

2 事業者は、多量の一般廃棄物をセンターに搬入する場合は、あらかじめセンター係員の指示に従わなければならない。

(容器)

第 3 条 条例第 7 条第 2 項に規定する市長が定める容器は、長さ 1 メートル以下及び幅 1 メートル以下の透明又は半透明の袋とする。

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第 4 条 条例第 8 条第 2 項の規定により一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の申請を審査し、減免の可否を決定したときは、当該申請者に対し一般廃棄物処理手数料減免決定通知書により通知するものとする。

(一般廃棄物処理業の許可)

第 5 条 条例第 9 条第 1 項の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計書並びに当該施設の付近の見取図
- (3) 事業所、車庫及び器材倉庫の見取図
- (4) 事務所、事業所及び事業の用に供する施設等の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、使用する権限を有すること。)を証する書類
- (5) 住民票の抄本(申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書)
- (6) 申請者の履歴書(申請者が法人である場合には、その役員の名簿及び履歴書)
- (7) 一般廃棄物収集運搬業にあっては、事業に供する車両の状況を証明する書類及び事業に供する車両の一覧表
- (8) 一般廃棄物処分業(埋立処分及び海洋投入を除く。)にあっては、処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類
- (9) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。)第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
- (10) 申請者が法人である場合には、直前 3 年(廃掃法第 7 条第 1 項又は第 6 項に規定する許可の更新を受けようとする者にあつては、直前年)の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人道府県民税、法人市町村民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(11) 申請者が個人である場合には、直前3年(廃掃法第7条第1項又は第6項に規定する許可の更新を受けようとする者にあつては、直前年)の確定申告書の写し、収支計算書並びに所得税、道府県民税、市町村民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(12) 従業員名簿

(13) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書を受理し、これを審査して許可することが適当と認めるときは、当該申請者に対し一般廃棄物処理業許可証を交付するものとする。

3 許可の更新を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、その内容に変更のない場合に限り、同項第2号から第5号までの書類又は図面の添付を要しないものとする。

(浄化槽清掃業の許可)

第6条 条例第10条の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画の概要を記載した書類

(2) 事業の用に供する施設及び器具の所有を証する書類

(3) 住民票の抄本(申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書)

(4) 申請者の履歴書(申請者が法人である場合には、その役員の名簿及び履歴書)

(5) 申請者が浄化槽法(昭和58年法律第43号)第36条第2号イからヌまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類

(6) 申請者が法人である場合には、直前3年(浄化槽法第35条第1項に規定する許可の更新を受けようとする者にあつては、直前年)の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人道府県民税、法人市町村民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(7) 申請者が個人である場合には、直前3年(浄化槽法第35条第1項に規定する許可の更新を受けようとする者にあつては、直前年)の確定申告書の写し、収支計算書並びに所得税、道府県民税、市町村民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(8) 申請者が浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び相当の経験を有していることを証する書類

(9) 従業員名簿

(10) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書を受理し、これを審査して許可することが適当と認めるときは、当該申請者に対し浄化槽清掃業許可証を交付するものとする。

3 許可の更新を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、その内容に変更のない場合に限り、同項第2号から第4号までの書類の添付を要しないものとする。

(許可事項の変更許可)

第7条 条例第9条第1項により許可を受けた者が、一般廃棄物処理業許可申請書及び添付書類に記載された事項を変更しようとするときは、一般廃棄物処理業許可事項変更申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、その内容に変更のない書類又は図面の添付は要しないものとする。

(1) 変更後の事業計画の概要を記載した書類

(2) 変更後の事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計書並びに当該施設の付近の見取図

(3) その他市長が必要と認める書類

(許可証の再交付)

第 8 条 条例第 11 条第 4 項の規定により許可証(「一般廃棄物処理業許可証」及び「浄化槽清掃業許可証」をいう。)の再交付を受けようとする者は、一般廃棄物処理業(浄化槽清掃業)許可証再交付申請書を市長に提出し、再交付を受けなければならない。
(事業の廃止及び変更の届出)

第 9 条 条例第 9 条第 1 項の規定により許可を受けた者及び条例第 10 条の規定により許可を受けた者は、条例第 13 条の規定によりその事業の全部若しくは一部を廃止又は住所等の変更をしたときは、一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業廃止(変更)届を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出が許可証の記載事項の変更に及ぶものであるときは、新たな許可証を交付するものとする。

(報告)

第 10 条 条例第 9 条第 1 項の規定により許可を受けた者及び条例第 10 条の規定により許可を受けた者は、条例第 18 条の規定により、次の各号に掲げる報告書を翌月 10 日までに、市長に提出するものとする。

- (1) 一般廃棄物処理実績報告書
- (2) 浄化槽清掃実績報告書(様式第 11 号)

(損害賠償)

第 11 条 処理施設に廃棄物を搬入した者は、施設又は設備を汚損し、又は損傷したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(補則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条(第 13 条において準用する場合を含む。)及び第 6 条(第 13 条において準用する場合を含む。)中処理券に係る部分は、昭和 55 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に行われた釜石市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 47 年釜石市規則第 21 号)により行われた手続き、その他の行為については、この規則の相当規定によって行われた手続き、その他の行為とみなす。

3 釜石市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 47 年釜石市規則第 21 号)は廃止する。

附 則(平成元年 3 月 31 日規則第 16 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に売捌かれた処理券は従前のおり使用できるものとする。

附 則(平成 3 年 8 月 20 日規則第 30 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の釜石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定は、平成 3 年 8 月 1 日から適用する。

附 則(平成 12 年 3 月 30 日規則第 22 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 23 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日規則第 13 号の 6)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 28 日規則第 22 号)

この規則中第 1 条の規定は平成 23 年 1 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 4 月 1 日から施行する。

釜石市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱

釜石市告示第 50 号
平成 21 年 5 月 1 日
(平成 23 年 4 月 1 日一部改正)

釜石市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱

釜石市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱(平成 20 年釜石市告示第 92 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 一般家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化を促進するため、生ごみ処理容器等を購入する者に対し、釜石市補助金交付規則(昭和 50 年釜石市規則第 44 号。

以下「規則」という。)、釜石市補助金交付要領(平成 19 年釜石市告示第 79 号。以下「交付要領」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「生ごみ処理容器等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 生ごみ処理容器 土中の微生物又は特殊菌等の活動を利用することにより、生ごみを発酵分解し容量を減少させ、堆肥化させる容器をいう。

(2) 電動式生ごみ処理機 電気を利用して生ごみを発酵分解し、又は乾燥して容量を減少させ、堆肥化させる機器をいう。

(補助金の交付対象)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、生ごみ処理容器等を購入しようとする者で、次に掲げるものとする。

(1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者であること。

(2) 生ごみ処理容器等により堆肥化した生ごみを、責任をもって自ら処理できること。

2 交付対象となる生ごみ処理容器等の基数は、次の各号に定めるところによる。

(1) 生ごみ処理容器 1 会計年度において 1 世帯につき、1 基とする。

(2) 電動式生ごみ処理機 1 世帯につき、1 基とする。ただし、補助金の交付を受けて電動式生ごみ処理機を購入し、6 年を経過した場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 生ごみ処理容器 購入費の 3 分の 2 以内とし、3,000 円を限度とする。

(2) 電動式生ごみ処理機 購入費の 2 分の 1 以内とし、30,000 円を限度とする。

(平 23 告示 32・一部改正)

2 前項の場合において、補助金の額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請等)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、生ごみ処理容器等購入費補助金交付申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、適正と認めるときは、生ごみ処理容器等購入費補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

3 補助金の交付決定を受けた者は、生ごみ処理容器等を購入したことを証する書類を添えて、生ごみ処理容器等購入費補助金交付請求書(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。

(完了期限等)

第 6 条 補助事業の完了及び補助金交付請求書等の提出期限は、毎年 3 月 31 日とする。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成 21 年 5 月 15 日から施行する。

2 この告示による改正後の釜石市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以降に交付決定を受けた補助金から適用し、同日前に交付決定を受けた補助金については、なお、従前の例による。

附 則 (平成 23 年 4 月 1 日告示第 32 号)

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

釜石市家庭系一般廃棄物の排出及び収集に関する要綱

平成 20 年 10 月 29 日
告示第 118 号の 3

(目的)

第 1 条 この要綱は、一般廃棄物の減量化と資源物の分別徹底によるリサイクルの推進を図るために、家庭系一般廃棄物の排出及び収集について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系一般廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (2) 資源ごみ 市がリサイクルを目的として収集する家庭系一般廃棄物をいう。
- (3) 粗大ごみ 資源ごみ以外の家庭系一般廃棄物で、縦横いずれかが 50 センチメートル以上の家庭系一般廃棄物をいう。
- (4) 一般ごみ 資源ごみ及び粗大ごみ以外の家庭系一般廃棄物をいう。
- (5) 指定ごみ袋 釜石市が仕様を指定した袋をいう。

(家庭系一般廃棄物の排出方法)

第 3 条 家庭系一般廃棄物は、資源ごみ、粗大ごみ及び一般ごみに分別してごみ集積所に排出しなければならない。

- 2 資源ごみを排出する場合には、紙類、缶類、びん類、布類及び金属製品に分別して指定された日に排出しなければならない。
- 3 粗大ごみを排出する場合には、市に収集の予約をした上で、指定された日に排出しなければならない。
- 4 一般ごみを排出する場合には、指定ごみ袋に入れ、氏名及び地区名を記入して排出しなければならない。

(排出の制限)

第 4 条 粗大ごみについては、収集 1 回に排出できるのは 1 世帯 2 個までとする。

- 2 指定ごみ袋で排出できる一般ごみは、収集 1 回ごとに 1 世帯 3 袋までとする。

(収集の制限)

第 5 条 市長は、家庭系一般廃棄物の収集にあたり、第 3 条に定める排出方法によらないもの及び前条に定める制限を超えたものについては収集しない。ただし、市長が特に認めたときはこの限りでない。

- 2 前項により収集しないこととしたごみは、別に定めるステッカーを貼付し、指導することとする。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

釜石市ごみ集積場の設置等に関する要綱

平成 20 年 6 月 30 日

告示第 92 号の 2

(目的)

第 1 条 この要綱は、家庭から排出される一般廃棄物(以下「ごみ」という。)を集積する場所(以下「ごみ集積所」という。)の新設及び集約化(以下「設置等」という。)について必要な事項を定めることにより、ごみ処理の効率化及びごみ集積所の集約化によるごみの減量化を図ることを目的とする。

(ごみ集積所の設置基準)

第 2 条 ごみ集積所の設置等の基準は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、地域の実情を考慮し、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) ごみ集積所を新設する場合は、利用世帯が原則 10 世帯以上となること。
- (2) ごみ集積所を集約化する場合は、集約後の利用世帯が原則 10 世帯以上となること。
- (3) 集合住宅の建設、宅地造成等に伴う設置等の場合は、事前に地元町内会等の同意を得ていること。
- (4) ごみ集積所の設置場所の土地所有者又は管理者の同意を得ていること。
- (5) ごみ収集作業及び道路交通の安全が確保されていること。

(設置等の承認申請)

第 3 条 ごみ集積所の設置等をしようとする者は、ごみ集積所設置等承認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) ごみ集積所を利用する町内会等の団体の名称及び代表者名並びにそれを利用する世帯の一覧を記載した書類
- (2) ごみ集積所の位置及び利用世帯の位置を明示した図面
- (3) ごみ集積所の集約化の場合は、集約化に伴い廃止するごみ集積所の位置を明示した図面

2 前項の申請をできる者は、町内会長又はある一定の地域の住民で組織された自治会、協議会等の代表者とする。

(設置等の決定)

第 4 条 市長は、前条第 1 項の申請書を受理したときは、申請内容の審査及び現地調査を行い、第 2 条の基準に該当すると認めるときは承認する旨を、該当しないと認めるときは不承認とする旨を、申請者に対してごみ集積所設置等(承認・不承認)通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により設置等を承認した場合は、遅滞なくごみ収集委託業者に収集を指示するものとする。

(ごみ集積所の管理)

第 5 条 ごみ集積所の管理は、当該ごみ集積所を利用する市民が行うものとする。

(ごみ集積所の廃止)

第 6 条 第 4 条の規定により設置等の承認を受けたごみ集積所を廃止しようとするものは、ごみ集積所廃止届に廃止しようとするごみ集積所の位置を明示した図面を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する廃止届を受理した場合は、遅滞なくごみ収集委託業者に収集の停止を指示するものとする。

(ごみ収集の中止)

第 7 条 この要綱の規定に違反し、又は管理上不適当と認められる場合には、市長は、ごみ集積所の収集を中止することができる。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 20 年 7 月 1 日から施行し、同日から設置等を行うごみ集積所について適用する。

釜石市ごみ箱集約化推進事業補助金交付要綱

釜石市告示第 25 号の 7
平成 23 年 3 月 31 日

釜石市ごみ箱集約化推進事業補助金交付要綱（平成 20 年釜石市告示第 92 号の 3）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 市民の主体的な環境美化意識の向上とごみのないきれいなまちづくりを推進するため、町内会等が行うごみ箱集約化推進事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で、釜石市補助金交付規則（昭和 50 年釜石市規則第 44 号。以下「規則」という。）、釜石市補助金交付要領（平成 19 年釜石市告示第 79 号。以下「交付要領」という。）及びこの要綱により、補助金を交付する。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会等 ある一定の地域及び集合住宅の住民で組織された町内会、自治会、協議会等の団体をいう。
- (2) ごみ箱 ごみを集積することを目的としている箱状の容器及びかご状の構造物をいう。
- (3) ごみ箱集約化推進事業 戸別収集箇所又は少数の世帯で使用しているごみ箱を 1 箇所を集約し概ね 10 世帯以上で共同使用するよう改める事業をいう。

（交付対象経費及び補助金額）

第 3 条 補助事業の内容及び補助金の交付対象経費等は、次の表のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	補助率又は補助額
戸別収集箇所又は複数のごみ箱を 1 か所に集約するためのごみ箱の新設	ごみ箱の製作又は購入に要する経費	交付対象経費の 2 分の 1 に相当する額（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が 50,000 円を超えるときは 50,000 円を限度とする。

（交付申請期限）

第 4 条 補助金交付申請の期限は、毎年 3 月 31 日とする。

（補助金の申請）

第 5 条 交付要領第 3 条第 1 項第 5 号の書類は、次のとおりとする。

- (1) ごみ箱を利用する町内会等の団体の名称及び代表者名並びにそれを利用する世帯の世帯主名を記載した書類
 - (2) 集約化により廃止し、及び設置するごみ箱の位置及び利用世帯の位置を明示した図面
- 2 補助事業の実施に必要な用地は、町内会等の責任において確保するものとする。

（届出事項）

第 6 条 補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 所在地又は名称を変更したとき。
- (2) 代表者を変更したとき。

（完了期限等）

第 7 条 規則第 13 条第 1 項の書類は、交付要領に定めるもののほか、交付対象経費に係る領収書とする。

2 補助事業完了後は、市の担当者による現地確認を受けるものとする。

（補則）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

釜石市資源物回収事業推進奨励金交付要綱

平成 22 年 3 月 29 日
釜石市告示第 43 号の 2

釜石市資源物回収事業推進奨励金交付要綱（平成 19 年釜石市告示第 89 号の 3）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、資源物回収事業を行う団体（以下「回収団体」という。）の活動を推進するため、予算の範囲内で奨励金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、「資源物回収事業」とは、市内の資源物を回収し、市内の資源回

収業者へ売却する事業をいう。

（奨励金の交付対象）

第 3 条 奨励金の交付対象となる回収団体は、市内に住所を有する者で組織する団体で、次に掲げるものとする。

- (1) 町内会
- (2) 子ども会
- (3) 小・中学校 PTA 及び保護者会
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める団体
（回収団体の登録等）

第 4 条 回収団体は、奨励金の交付を受けようとするときは、事前に資源物回収団体登録届出書（様式第 1 号）を市長に提出するものとする。

2 回収団体が登録事項を変更又は登録を廃止しようとするときは、資源物回収団体登録（変更・廃止）届出書（様式第 2 号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、登録から 3 年以上継続して第 8 条に定める交付申請が提出されないときは、当該回収団体の登録を抹消することができる。

（交付対象年度）

第 5 条 奨励金の交付対象となる資源物回収事業は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを 1 年度として実施するものとする。

（資源物の種類）

第 6 条 資源物の種類は、古紙、空き缶、空き瓶及び古鉄等の有価資源物とする。

（奨励金額）

第 7 条 奨励金の交付額は、第 4 条第 1 項により登録した回収団体が資源回収業者から支払われた金額のうち古紙については 40 パーセント以内（100 円未満は切り捨て）、その他の有価資源物については 30 パーセント以内（100 円未満は切り捨て）の額で、予算の範囲内で別に市長が定める額とする。（平 23 告示 33・一部改正）

（奨励金の申請及び交付）

第 8 条 奨励金の交付申請は、回収団体が資源回収業者に売却した資源物の数量及び金額を証する書類を添えて、市長に資源物回収事業推進奨励金交付申請書（様式第 3 号）を提出して行うものとする。

2 市長は、前項の規定による書類を受理した場合において、当該書類を審査し、対象事業が適正に実施されたと認めたときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還)

第9条 市長は、回収団体が偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けた場合は、奨励金の全部又はその一部について返還を命ずることができる。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日告示第33号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

釜石市指定ごみ袋の仕様及び製造の認定に関する要綱

平成 20 年 10 月 29 日
告示第 118 号の 2

(目的)

第 1 条 この要綱は、釜石市が指定するごみ袋(以下「指定ごみ袋」という。)の仕様及び製造の認定について必要な事項を定めることを目的とする。

(指定ごみ袋の仕様)

第 2 条 指定ごみ袋の仕様は、別表に掲げるとおりとする。

(指定ごみ袋の製造に係る申請及び認定)

第 3 条 指定ごみ袋を製造しようとする者(以下「申請者」という。)は、釜石市指定ごみ袋製造認定申請書を提出し、あらかじめ市長の認定を受けなければならない。

2 前項の申請書には、指定ごみ袋の見本及び次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者が法人の場合は、定款及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

(2) 申請者が個人の場合は、代表者身分証明書

(3) 納税証明書

ア 市税納税証明

イ 消費税及び地方消費税納税証明書

(4) 検査結果報告書(前条に規定する寸法、厚さ等について第三者公的機関が検査し、発行したもの)

3 市長は、前 2 項の規定による申請が適当で、前条に規定する仕様に適合していると認めるときは、申請者に釜石市指定ごみ袋製造認定書(以下「認定書」という。)を交付するものとし、適合していない場合は、速やかにその旨を通知するものとする。

4 認定書の有効期間は 3 年間とし、更新することができる。

5 第 1 項及び第 2 項の規定は、前項の更新をする場合において準用する。

(指定ごみ袋の包装材の様式等)

第 4 条 前条第 3 項の規定により認定書の交付を受けた者(以下「認定者」という。)が指定ごみ袋を製造した場合は、当該指定ごみ袋を別表に定める指定ごみ袋の種類に応じて 10 枚を一の単位として袋に収納するものとする。

2 認定者は、前項の規定により指定ごみ袋を収納し、又は束ねた袋若しくは帯(以下「包装材」という。)及び指定ごみ袋の表面に次に掲げる事項を表示するものとする。

(1) 包装材に表示する事項

ア 釜石市認定番号

イ 家庭用品品質表示法(昭和 37 年法律第 104 号)に基づく家庭用品の品質に関する表示

ウ 製造物責任法(平成 6 年法律第 85 号)に基づく表示

エ 指定ごみ袋の取扱いについての注意事項

(2) 指定ごみ袋の表面に表示する事項

ア 釜石市認定番号

(改善等の指示)

第 5 条 市長は、指定ごみ袋が第 2 条の規定による仕様に適合しないと認めるときは、当該指定ごみ袋を製造した認定者に対し、改善の指示をするものとする。

(認定の取消し)

第 6 条 市長は、認定者がこの要綱に違反し、又は市長の指示に従わないときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、認定者に対し釜石市指定ごみ

袋製造認定取消通知書により通知するものとする。

- 2 前項の規定により、認定取消しの通知を受けた者は、認定書を速やかに市長に返還しなければならない。

(認定者の責務)

第7条 認定者は、指定ごみ袋の製造に関し良好な品質管理に努めるとともに品不足が生じないよう円滑な流通及び販売に努めなければならない。

- 2 認定者は、全市的な普及及び市民の購入の利便性を図るため、可能な限り多数の販売店の確保に努めなければならない。

(廃止等の届出)

第8条 認定者は、指定ごみ袋の製造を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止した日から10日以内に釜石市指定ごみ袋製造廃止(休止)届出書に認定書を添えて市長に提出しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年11月1日から施行する。

釜石市ごみ減量化推進市民懇話会要綱

平成 18 年 12 月 6 日

告示第 127 号

(設置)

第 1 条 ごみの減量やリサイクルの推進について市民及び関係団体等が協議し、釜石市の廃棄物対策について提案することを目的に、釜石市ごみ減量化推進市民懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 懇話会は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる項目について協議する。

- (1) ごみの減量化のための必要性と方策に関すること
- (2) リサイクル推進のための必要性と方策に関すること
- (3) ごみの分別方策に関すること
- (4) その他廃棄物対策に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 懇話会の委員は 15 名以内をもって構成し、委員は市長が委嘱する。

2 委員の任期は 2 年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 懇話会に会長及び副会長を 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 懇話会は、会長が必要と認めるときに召集し、会長が会議の議長となる。

(関係人の出席)

第 6 条 懇話会は、必要があると認める場合、関係人の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第 7 条 懇話会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に必要な事項については、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

ごみ処理基本計画における計画ごみ量

ごみ処理基本計画における計画ごみ量の設定方法について、以下に示します。

(1) 国、県及び釜石市の目標値の整理

目標値を設定する際に参考とする国や県の動向を以下に整理します。(図表 1)。

釜石市のごみ処理基本計画における目標値は他計画の数値を踏まえて設定することとしました。

なお、国においては、平成 25 年 5 月に第三次循環型社会形成推進基本計画を策定しており、岩手県においては平成 23 年 3 月に第三次岩手県廃棄物処理計画を策定しています。

図表 1 国、県の廃棄物処理計画に関する目標値

◆第三次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月)

指標		H12 (実績)	H22 (実績)	H32 (目標)	平成12年度比	備考	
①	1人1日当たりのごみ排出量	g	1,185	976	890	25%減	
②	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g	660	540	500	25%減	集団回収量、資源ごみは除く
③	事業系ごみ排出量	万t	1,799	1,297	1,170	35%減	

◆第三次岩手県廃棄物処理計画(平成23年3月)

指標			H20 (実績)	H27 (目標)	H20年度比	備考
①	県民1人1日当たりごみ排出量	g	955	928	3%減	標準目標
				859	10%減	満足目標
				668	30%減	挑戦目標
②	県民1人1日当たり生活系ごみ排出量 (集団回収及び資源ごみを含む)	g	664	623	6%減	標準目標
				560	16%減	満足目標
				442	1/3減	挑戦目標
③	リサイクル率	%	18.8	25	6%増	標準目標
				30	11%増	満足目標
				40	21%増	挑戦目標
④	最終処分量	千t	53.8	43	20%減	標準目標
				40	25%減	満足目標
				30	44%減	挑戦目標

◆【釜石市現行計画】ごみ処理基本計画(平成22年)

指標		H13 (実績)	H20 (実績)	H35 (目標)	H20年度比	備考	
①	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g	1,386	1,204	-	-	
②	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g	1,126	855	794	7%減	基準は992g(16~20年度平均)
③	1人1日当たりの事業系ごみ排出量 ※参考	g	-	349	227	35%減	基準は283g(16~20年度平均)
④	事業系ごみ排出量	t	4,422	5,288	-	-	
⑤	リサイクル率	%	20.8	26.3	30.0	3.7%増	

(2) ごみ排出削減目標の設定

1) 家庭系ごみ排出量の設定

家庭系ごみの排出量については、岩手県の目標値（集団回収及び資源物含む）を参考としました。

岩手県においては平成 20 年度を基準（664 g）として、平成 27 年度の目標年に 560 g の数値を設定しています（基準年に対して 16%削減）。

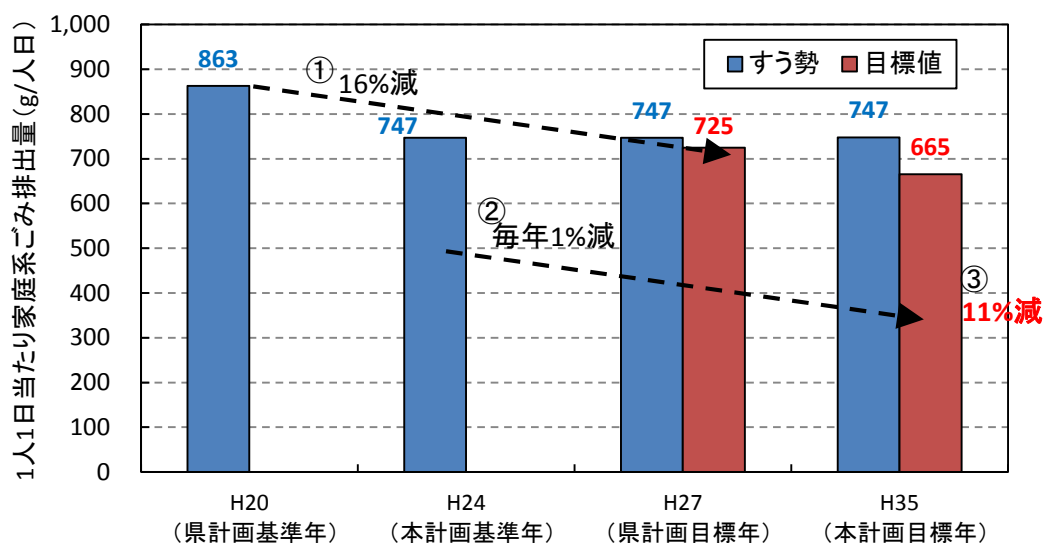
釜石市の平成 20 年度における同指標は 863g ですが、県の目標に準拠すると、平成 27 年度において 725g とする必要があります。

これは年率 1%ずつ削減していく必要がある数値であるため、計画目標年度において -11%としました。これにより、同指標は 665g（集団回収量含む）まで削減（11%削減）することを目標としました（集団回収量を含まない場合は 645g）。

なお、国の数値については資源物と集団回収量を含まない数値ですが、既に釜石市は同指標の目標値を達成しているため、参考とはしていません。

【参考】目標値設定のイメージ

- ①県の計画においては 16 %削減（満足目標）の目標値が定められています。釜石市の実績値に 863 g から 16 %削減するためには、725 g（H27 年度）まで減少させる必要があります。
- ②釜石市の現状値は 747 g であるため、H27 年度の目標値を達成するためには毎年 1 %の削減が必要です。
- ③これを同率の減少率（H35 年度で H24 年度の 11 %減）で下げた数値を目標値（665 g）とします。



図表 2 目標値設定のイメージ

2) 事業系ごみ排出量の設定

事業系ごみについては、国の計画において定められている目標値（基準年に対して35%削減）を参考としました。

しかし、釜石市の現状を踏まえると平成27年度（国計画目標年）において、2,874tとする必要があります（4,422t(H13実績)×(1-0.35)=2,874t）。これは年率約14%削減していく必要があるため、現実的に厳しい数値と考えられます。

このため、事業系ごみについては、現行計画の平成35年度の目標値である35%削減を目標値として再設定することとし、平成24年度を基準とするため、**26%削減**としました。

(3) リサイクル目標の設定

リサイクル率の目標については、県の計画において定められている目標値を参考としました。県においては、リサイクル率30%を目標（年率1.57%上昇）として掲げています。

県の目標値を釜石市に適用した場合、高いリサイクル率を設定することも考えられますが、現状の資源化量とごみ量の減少を考慮するとかなり厳しい数値になります。

また、釜石市では、現行計画においてリサイクル率30%を掲げていますが、現状では未達となっています。

このため、資源化の現状と今後はペットボトルや白色トレイの分別回収が開始されることを考慮し、現行計画のリサイクル率を再度設定することとし、目標年度におけるリサイクル率を**30%以上**としました。

1) 資源物潜在量の推計と目標回収率の設定

リサイクル目標の設定は、ごみ排出削減が進展していく前提で、以下の方針で設定しました。

まず、廃棄物中に含有していると考えられる量（潜在量）を以下の式により推計し、その潜在量について、現状の回収率を踏まえて目標回収率を設定します（図表4）。

目標回収率により算定した目標回収量が釜石市の資源化の目標量（資源物、集団回収量）としました。

$$\text{一般ごみ、燃えるごみ、燃えないごみ、資源物（家庭系、事業系）、集団回収量} \\ \times \text{各資源化可能物の含有率}^{*1}$$

*1：図表3参照

図表 3 資源化可能物の含有率

		含有率	備考
資源物	%	28.0	
金属	%	4.9	
缶	%	1.9	
スチール缶	%	1.1	市町村分別収集計画策定の手引き(五訂版)より引用
アルミ缶	%	0.8	市町村分別収集計画策定の手引き(五訂版)より引用
金属	%	3.0	3%と設定
ビン	%	5.4	
リターナブル	%	0.5	市町村分別収集計画策定の手引き(五訂版)より引用 (その他の色の瓶の比率をリターナブルと半分)
茶色	%	2.0	市町村分別収集計画策定の手引き(五訂版)より引用
無色	%	1.9	市町村分別収集計画策定の手引き(五訂版)より引用
その他	%	1.0	市町村分別収集計画策定の手引き(五訂版)より引用 (その他の色の瓶の比率をリターナブルと半分)
紙類	%	15.2	
紙パック	%	0.7	市町村分別収集計画策定の手引き(五訂版)より引用
段ボール	%	2.3	市町村分別収集計画策定の手引き(五訂版)より引用
新聞	%	4.2	盛岡市一般廃棄物処理基本計画の玉山区の可燃ごみ中比率
雑誌	%	5.0	盛岡市一般廃棄物処理基本計画の盛岡地域の可燃ごみ中比率 (雑誌・その他リサイクル可能な紙8%の5%に設定)
その他紙	%	3.0	盛岡市一般廃棄物処理基本計画の盛岡地域の可燃ごみ中比率 (雑誌・その他リサイクル可能な紙8%の3%に設定)
(布、)小型家電	%	0.6	0.6%と設定
プラスチック	%	1.9	
ペットボトル	%	1.8	市町村分別収集計画策定の手引き(五訂版)より引用
白色トレイ	%	0.1	市町村分別収集計画策定の手引き(五訂版)より引用

図表 4 資源化可能物の目標年における目標回収率(設定値)

		実績(H24)	中間目標	計画目標	備考
資源物回収率(目標)	%	46.7	-	-	
金属	%	31.8	-	-	
缶	%	46.3	-	-	
スチール缶	%	44.5	55.0	70.0	
アルミ缶	%	48.7	80.0	90.0	
金属	%	22.5	30.0	35.0	
ビン	%	47.5	-	-	
リターナブル	%	45.3	70.0	85.0	
茶色	%	51.3	65.0	85.0	
無色	%	48.1	60.0	85.0	
その他	%	39.6	60.0	80.0	
紙類	%	57.8	-	-	
紙パック	%	1.0	10.0	40.0	
段ボール	%	83.7	85.0	90.0	
新聞	%	99.7	99.0	99.0	
雑誌	%	53.4	65.0	70.0	
その他紙	%	0.0	0.0	0.0	
(布、)小型家電	%	24.7	50.0	60.0	
プラスチック	%	-	-	-	
ペットボトル	%	-	60.0	80.0	H27年度から回収開始
白色トレイ	%	-	10.0	50.0	H28年度から回収開始

用語集

【あ】

一般廃棄物 (p. 1)

産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストランの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

岩手沿岸南部広域環境組合 (p. 1)

釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町及び住田町の3市2町で構成するごみ処理を行う行政事務組合のこと。

岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業補助制度 (p. 55)

岩手県内における産業廃棄物や事業系一般廃棄物（産業廃棄物等）の3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の推進と、環境に配慮した事業活動の促進を目的として、事業者が主に県内で発生する産業廃棄物等の3Rの推進に関する取組みを行う場合の経費の一部を補助する制度のこと。

エコクッキング (p. 51)

地球に暮らす一人ひとりが、環境のことを考えて、「買い物」「料理」「片づけ」をすること。

汚水衛生処理率 (p. 72)

下水道法上の下水道のほか、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽等により、汚水が衛生的に処理されている人口の割合を表したもの。

汚泥再生処理センター (p. 74)

し尿処理施設が行ってきたし尿や浄化槽汚泥の処理に加えて、家庭系生ごみ、事業系食品廃棄物、ペット糞尿などを受け入れ、堆肥化・メタン醗酵などの方法によって、有機性廃棄物を有効利用しようとする施設のこと。

【か】

合併処理浄化槽 (p. 71)

合併処理浄化槽はトイレから発生するし尿だけでなく、台所、お風呂から排出される生

活雑排水も一緒に処理する浄化槽のこと。

環境基準 (p. 80)

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音等から人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のこと。

漁業集落排水施設 (p. 71)

漁業集落の生活環境の向上や、漁港・河川等の水質保全を目的として、し尿や生活雑排水を処理するための整備された漁村地域における生活排水処理施設のこと。

グリーン購入 (p. 52)

製品やサービスを購入する際に、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

公共下水道 (p. 71)

『主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう』(下水道法第2条第3号)。

小型家電 (p. 25)

家電リサイクル法対象品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機・乾燥機、エアコン等）を除く、小型家電製品で、携帯電話やデジタルカメラ、CD・MD プレイヤー、携帯用ゲーム機等で、小型家電リサイクル法において96品目が対象として盛り込まれている。小型家電には、大半を輸入に頼るレアメタルを多く含んでいる。

コミュニティ・プラント (p. 72)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき市町村が定める一般廃棄物処理計画に従って設置され、管きょによって集められたし尿及び生活雑排水を併せて処理する施設のこと。

【さ】

最終処分場 (p. 15)

廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、中間処理したものも含めて、最終的に埋立処分又は海洋投入処分される。

最終処分を行う施設が最終処分場であり、埋立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準

及び維持管理基準が定められている。

再使用（リユース）（p. 50）

いったん使用された製品や部品、容器等を元のままの形で繰り返し使用すること。再使用を行うことは、廃棄物の排出量の抑制につながり、製品の原料の採取・製造に伴う環境への負荷を生じさせない効果がある。

再生利用（リサイクル）（p. 55）

廃棄物を回収して、原材料として再生するマテリアルリサイクルのこと。また、廃棄物を化学的に処理して製品の化学原料とすることを特にケミカルリサイクルといい、どうしてもしリサイクルに不適當な場合は、燃焼してエネルギーとして再利用するサーマルリサイクルなどがある。

し尿（p. 71）

トイレから出る排水のこと。

集団回収（p. 15）

町内会、自治会、PTA、子ども会等の団体で、古紙や缶、ビン、布類等の資源物を日時・場所を決めて回収し、資源回収業者に引き取ってもらう活動のこと。

循環型社会（p. 1）

「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のこと。大量生産・大量消費・大量廃棄型社会に代わるものとして提示された概念で、廃棄物の発生は最小限に抑えられ、循環可能な資源は適正に利用し、廃棄物は適正に処分される。

ステーション方式（p. 18）

道路等の一部（歩道を含む）を一時的に（ごみ収集までの間）利用したごみを置く場所（ステーション）に家庭系ごみを集め、ごみを回収する方式。

【た】

単独処理浄化槽（p. 71）

し尿のみを処理する浄化槽で、平成 13 年 4 月 1 日以降の新設が禁止され、平成 18 年 2 月の法律改正時に浄化槽の定義が変更されたことに伴い、構造基準より削除され、浄化槽法上では「浄化槽とみなす」と定義される。

中間処理 (p. 15)

収集ごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別等により、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。

低位発熱量 (p. 29)

熱量計で測定された高位発熱量から水蒸気の凝縮潜熱を差し引いたもの。

低位発熱量＝高位発熱量－水蒸気の凝縮潜熱×水蒸気量

【な】

農業集落排水施設 (p. 71)

農業振興地域において水質汚濁による農業被害の解消等を図るため、農業集落排水施設整備事業によって整備する生活排水処理施設のこと。

【は】

廃棄物処理法 (p. 3)

廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別・保管・収集・運搬・再生処分などの処理をして、生活環境を清潔にし、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に制定された法律（昭和 45 年公布、昭和 46 年施行）。

発生排出抑制（リデュース）(p. 50)

廃棄物の発生自体を抑制することで、リユース及びリサイクルに優先される。大量に排出される廃棄物を処理することから、廃棄物の発生・排出元で潜在廃棄物を顕在化させない必要がある。

ふれあい収集 (p. 56)

自らが一定の場所までごみを持ち出すことが出来ない高齢者等を対象に、ごみを排出者宅前又は所定の場所まで直接収集しに行く収集方法のこと。

【や】

（溶融）スラグ (p. 26)

廃棄物や下水汚泥の焼却灰等を 1300℃以上の高温で溶融（固体が液体に変化すること）したものを冷却し、固化させたもの（建設資材等に活用可能）。

【ら】

リターナブル容器 (p. 51)

紙容器や瓶などで、中身の消費後に販売店を通じた回収により、メーカーが洗浄等をした後に再び使用する容器のこと。